附　則

この告示の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間、平成十九年経済産業省告示第三百十九号本則中「情報処理システムに係る業務に関する共通的知識において」とあるのは「情報処理システムに係る業務に関する共通的知識又は情報処理技術者試験規則等の全部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第百二号）による改正前の情報処理技術者試験規則第二条第三項に規定する免除対象科目において」とする。

○経済産業省告示第二百六十号

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第三十八条第六号イの規定に基づき、経済産業大臣が定める基本情報技術者試験に係る履修項目を次のように定める。なお、平成十八年経済産業省告示第二百四十七号（情報処理技術者試験規則第二条第六項第一号の規定に基づく経済産業大臣が定める基本情報技術者試験に係る履修項目）は、廃止する。

平成二十八年十月二十一日　経済産業大臣　世耕　弘成

情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号イの経済産業大臣が定める基本情報技術者試験に係る履修項目は、次の表の上欄に掲げる分野ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる項目（民間資格を取得するための試験（情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号ロに規定する経済産業大臣が告示で定める問題（平成二十一年経済産業省告示第三百二号）第一条に規定するものをいう。）の試験項目に該当すると認められるものを除く。）とする。

分野	項目
一　基礎理論	
（一）　基礎理論	1　離散数学 2　応用数学 3　情報に関する理論 4　通信に関する理論 5　計測・制御に関する理論
（二）　アルゴリズムとプログラミング	1　データ構造 2　アルゴリズム 3　プログラミング 4　プログラム言語 5　その他の言語
二　コンピュータシステム	
（一）　コンピュータ構成要素	1　プロセッサ 2　メモリ 3　バス 4　入出力デバイス 5　入出力装置
（二）　システム構成要素	1　システムの構成 2　システムの評価指標
（三）　ソフトウェア	1　オペレーティングシステム 2　ミドルウェア 3　ファイルシステム 4　開発ツール 5　オープンソースソフトウェア
（四）　ハードウェア	1　ハードウェア
三　技術要素	
（一）　ヒューマンインタフェース	1　ヒューマンインタフェース技術 2　インタフェース設計
（二）　マルチメディア	1　マルチメディア技術 2　マルチメディア応用
（三）　データベース	1　データベース方式 2　データベース設計 3　データ操作 4　トランザクション処理 5　データベース応用
（四）　ネットワーク	1　ネットワーク方式 2　データ通信と制御 3　通信プロトコル 4　ネットワーク管理 5　ネットワーク応用
（五）　セキュリティ	1　情報セキュリティ 2　情報セキュリティ管理 3　セキュリティ技術評価 4　情報セキュリティ対策 5　セキュリティ実装技術
四　開発技術	
（一）　システム開発技術	1　システム要件定義 2　システム方式設計 3　ソフトウェア要件定義 4　ソフトウェア方式設計・ソフトウェア詳細設計 5　ソフトウェア構築 6　ソフトウェア結合・ソフトウェア適格性確認テスト 7　システム結合・システム適格性確認テスト 8　導入 9　受入れ支援 10　保守・廃棄
（二）　ソフトウェア開発管理技術	1　開発プロセス・手法 2　知的財産適用管理 3　開発環境管理 4　構成管理・変更管理